

令和2年度

職業訓練指導員（48時間）講習のご案内

福岡県職業能力開発協会

職業訓練指導員免許は、公共及び認定の職業訓練施設で訓練生を指導する指導員に必要とされる資格ですが、企業内における部下の指導や後継者育成のための技能継承を円滑に行うためには、この職業訓練指導員の資格は充分役立つものと思われます。

この講習は、職業訓練指導員として必要な指導・訓練方法等の能力を短期間に習得してもらうために、職業能力開発促進法に基づいて「厚生労働大臣の指定する講習実施要領」により実施するものです。

講習各科目を履修し、所定の講習を良好な成績で修了した方には、講習修了証書を交付します。

講習修了証書授与者は、本人の申請に基づき都道府県知事から職業訓練指導員免許証が交付されます。

1. 実施日時及び会場

(定員)	講習日時	講習場所
(40名程度) (例年の半数)	令和3年 2月16日(火)・17日(水)・18日(木) 24日(水)・25日(木)・26日(金) 計6日間 ※各日も午前9時から17時まで	福岡人材開発センター 福岡市東区千早5丁目3番1号 TEL 092-671-1238 講習会場は変更になる場合があります。

2. 講習の科目・時間数

講習科目	講習時間	内容の説明
職業訓練原理	4	職業訓練の沿革、職業能力開発を巡る現状、職業訓練の目的、職業訓練指導員の役割と求められる資質
教科指導法	16	訓練計画、訓練実施計画、指導環境の準備、指導の進め方、教材の活用、指導方法の工夫、訓練評価、入校選考
労働安全衛生	3	安全衛生の意義、災害原因と防止対策、安全衛生管理体制とその業務、職業訓練における安全衛生指導、労働衛生管理等
訓練生の心理	7	訓練生の理解と支援の必要性、生涯発達の心理、訓練生の理解、障害のある訓練生の理解、技能習得の心理
生活指導	6	生活指導の目的、生活指導の範囲、生活指導の方法
職業能力開発関係法規	4	職業能力開発促進法、職業安定法、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律、労働基準関係法等
事例研究	6	作業分解、指導案等の事例研究
確認テスト	2	※全科目出席の場合に受けられます。
計	48	1日8時間の6日間

3. 受講資格

(1) 次のいずれかに該当する者（提出書類の番号は、次ページ4(1)の提出書類を参照）

番号	受講資格	その後の 実務経験 年数	提出 書類 数
1	技能検定合格者〔1級・単一等級合格者（バルコニー施工及び電子回路接続を除く）〕	0	①
2	大学卒業生（免許職種に関する学科を修了した者）	2	②
3	短期大学又は高等専門学校※1卒業生（免許職種に関する学科を修了した者）	4	②
4	応用課程の高度職業訓練において技能照査に合格した者	1	③
5	専門課程の高度職業訓練において技能照査に合格した者	3	③
6	専門課程の高度職業訓練（規則別表6）修了者	4	④
7	普通課程の普通職業訓練において技能照査に合格した者	6	③
8	普通課程の普通職業訓練（規則別表2）修了者	7	④
9	短期課程の普通職業訓練修了者（規則別表4かつ700時間以上）	10	④
10	専修訓練課程の普通職業訓練修了者	10	④
11	外国の大学卒業生（免許職種に係る学科を修了した者）	2	②
12	旧法※2の認定職業訓練（3年）又は改訂前の労働基準法による技能者養成修了者	7	④
13	高等学校卒業生（免許職種に関する学科を卒業した者）	7	②
14	旧法の職業訓練（2年及び3600時間）又は認定職業訓練（2年）修了者	8	④
15	旧法の職業訓練（1年及び1800時間）又は公共職業補導所（1年及び1824時間）修了者	10	④
16	旧法の施行前に失業保険法の施設において行われた職業訓練（1年及び1824時間）修了者	10	④
17	都道府県が行う家事サービス職業訓練担当者	0	④
18	旧訓練法規則※3の特別高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	3	③
19	旧訓練法規則の特別高等訓練課程の養成訓練修了者	4	④
20	旧訓練法規則の高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	6	③
21	旧訓練法規則の高等訓練課程の養成訓練修了者	7	④
22	旧訓練法規則の専修訓練課程の養成訓練修了者	10	④
23	厚生労働省職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者（法に基づく職業能力開発施設等において指導員の確保が困難な場合等の特例）	15	⑤

※1 「高等専門学校」…学校教育法による高等専門学校であり、同法による専修学校（高等専修学校及び専門学校と称するものを含む）ではない

※2 「旧法」…廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）

※3 「旧訓練法規則」…昭和53年改正規則による改正前の職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令24号）

※実務経験年数は免許職種に係る実務経験で、卒業後又は訓練終了後の年数をなります。

(2) 次の者は受講できません

- ① 成年被後見人または被保佐人
- ② 禁固以上の刑に処せられた者
- ③ 職業訓練指導員免許の取り消しを受け、その日から2年を経過しない者

4. 受講の手続き

(1) 提出書類（郵送で提出してください。）

- 職業訓練指導員（48時間）講習受講申込書（所定の用紙、当協会 HP(下記) から取得可）
- 受講資格を証明する書類（証明書類は受講資格表右側の番号と下記の番号で確認して下さい）

以下の①～⑤まで全ての書類を揃えるということではありません

- ① 1級・単一等級技能士の技能検定合格証書（写）（技能士手帳は不可）
- ② 高校・大学等の卒業を証明するもの（卒業証明書又は卒業証書の写）、履修した教科内容を示すもの（成績証明書又は履修証明書）及び特別履修証明書（フォームは当協会にありますので、ご連絡ください。）
- ③ 職業能力開発校又は職業訓練校の技能照査合格証書（写）
- ④ 職業能力開発校又は職業訓練校の修了を証明するもの（修了証明書又は修了証書の写）
- ⑤ 訓練施設長が受講理由について証明するもの（所定の用紙、当協会にあります）

※受講資格において「免許職種に関する学科を修了した者」とは、取得しようとする免許職種に関する学科試験の科目（職業能力開発促進法施行規則 別表第十一参照）に該当する学科を修了している者です。

- ⑥ 必要な実務経験年数は「卒業後、修了後又は合格後」の年数です。

(2) 受講料 12,000円（非課税）（テキスト代は別）

【銀行振込先】福岡銀行 香椎支店（普通預金）3047311

（口座名義）ふくおかけんしよくきょうのうりよくかいほつきょうかい福岡県職業能力開発協会

※振込手数料は、申込者の負担となります。

受講料を振り込んだ銀行名等を「受講申込書」下段の記入欄にご記入下さい。

受付締切日以降は、いかなる理由があっても受講料の返還はいたしません。

但し、受講資格がないと判断された場合及び定員（40名程度）超過以降に申し込みをされた場合は、受講をお断りしますので受講料は返還いたします。

(3) テキスト 「指導の理論と実際」十一訂版を講習初日にご購入下さい。税込 3,927円 （受講料と一緒に振込しないでください。）

(4) 受付締切 令和2年12月11日（金）締切日消印有効

5. 受講決定

受講資格を満たした者については、後日、受講票を郵送いたします。

6. その他

学歴、訓練歴、職歴等は受講資格の判定資料となるので、事実と相違することのないよう正確に記入して下さい。なお、上記4(1)の提出書類に不備がある場合は受け付けしません。

また、記入事項に不正があった場合は、免許を取消すことがあります。

【個人情報の保護について】

受講申請において提出された個人情報は、当該講習の実施及び付帯する業務において必要がある場合使用するものであり、福岡県職業能力開発協会において適切に管理され、受講申請者の同意を得た場合以外は、第三者への提供、開示等は一切ありません。

7. 申込み及び問い合わせ先

〒813-0044 福岡市東区千早5丁目3番1号 福岡人材開発センター2F

福岡県職業能力開発協会 TEL 092-671-1238 FAX 092-671-1354

URL <https://www.fukuoka-noukai.or.jp>

新型コロナウイルス感染症拡大防止について

主催者としての対策

- 講習会場は、受講定員を通常より減らし、席の間隔を空けて実施します。
- 講習会場内の机、イス、出入口のドアノブ等は、ご利用前後に消毒を実施します。
また会場入口には、手指消毒用アルコールを用意しています。
- 講習会場は、定期的に窓を開けたり、ドアに少し隙間を開けておくなど、換気に十分留意します。
- 咳・発熱などの症状があるなど、体調を崩していると思われる方には、受講を見合わせていただきます。
また、受講途中であっても、退席をお願いする場合があります。

また、受講生の皆様には受講に際して以下のご協力をお願いしております。受講にあたってご留意下さい。

1 発熱等の風邪症状がみられる場合は受講を見合わせて下さい。(状況によっては受講をお断りすることがあります。)

2 受講にあたっては、マスクの着用・手指の消毒・咳エチケットの励行など感染症予防対策にご協力下さい。

3 換気実施に伴う寒さ対策について

講習会場では、機械換気を行っておりますが状況により休憩時間中等に窓等を開放し自然換気を行う場合があります。

そのため、暖房効果が損なわれることがありますので、寒さ対策を十分をお願いします。

4 離間距離の確保について

受講者数を制限して可能な限り受講者の離間距離を確保しています。休憩時間中についても一定の距離を保つようお願いいたします。

※受講者の感染が確認された場合の保健当局への情報提供について

万一、受講者の感染が確認された場合で、保健当局において、他の受講者が濃厚接触者に該当すると判断された場合、受講者の連絡先等の情報提供が要請される場合があります。

公益性の観点から、このような要請があった場合は、保健当局等に対して必要な情報提供をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承下さい。

職業訓練指導員免許職種一覧

(123 職種)

園芸科	時計科	製本科	表具科	広告美術科
造園科	光学ガラス科	プラスチック製品科	左官・タイル科	デザイン科
森林環境保全科	光学機器科	レザー加工科	築炉科	義肢装具科
鉄鋼科	計測機器科	ガラス科	ブロック建築科	電気通信科
鋳造科	理化学機器科	ほうろう製品科	熱絶縁科	電話交換科
鍛造科	製材機械科	陶磁器科	冷凍空調機器科	事務科
熱処理科	内燃機関科	石材科	配管科	貿易事務科
塑性加工科	建設機械科	麺科	住宅設備機器科	流通ビジネス科
溶接科	農業機械科	パン・菓子科	さく井科	写真科
構造物鉄工科	縫製機械科	食肉科	土木科	介護サービス科
金属表面処理科	織布科	水産物加工科	測量科	理容科
機械科	織機調整科	発酵科	建築物設備管理科	美容科
電子科	染色科	建築科	ボイラー科	ホテル・旅館・レストラン科
電気科	ニット科	枠組壁建築科	クレーン科	観光ビジネス科
コンピュータ制御科	洋裁科	とび科	建設機械運転科	日本料理科
発電電科	洋服科	建設科	港湾荷役科	中国料理科
送配電科	縫製科	プレハブ建築科	化学分析科	西洋料理科
電気工事科	和裁科	屋根科	公害検査科	臨床検査科
自動車製造科	寝具科	スレート科	木材工芸科	フラワー装飾科
自動車整備科	帆布製品科	建築板金科	竹工芸科	メカトロニクス科
自動車車体整備科	木型科	防水科	漆器科	情報処理科
航空機製造科	木工科	サッシガラス施工科	貴金属・宝石科	フォークリフト科
航空機整備科	工業包装科	畳科	印章彫刻科	建築物衛生管理科
鉄道車両科	紙器科	インテリア科	塗装科	福祉工学科
造船科	製版・印刷科	床仕上げ科		

【 講習会場 】

福岡人材開発センター（福岡県職業能力開発協会）

〒813-0044

福岡市東区千早5丁目3番1号

◎西鉄バス 「名香野」バス停から徒歩3分

◎西鉄電車貝塚線 「西鉄千早」駅から徒歩5分

「香椎宮前」駅から徒歩5分

◎JR 「千早」駅から徒歩5分

◎車 福岡都市高速「香椎浜ランプ」から車で15分

北九州方面からは、九州高速道「古賀IC」から車で30分

（車での時間は、平日朝ラッシュ時の想定時間です）

※天神方面からは、天神郵便局前バス停から21番、23番、27番のバス（城浜団地経由のバスを除く）に
乗車するか、市営地下鉄（箱崎線）貝塚駅で下車し西鉄電車（貝塚線）に乗り換えが便利です。

※天神からの所要時間：西鉄バス 約30分

市営地下鉄→西鉄電車 約20分（乗り換え時間を含む）

但し所要時間は、バス停(駅)からバス停(駅)までの目安の時間で、到着
バス停(駅)から講習会場までの徒歩の時間は含みません。